

平成 20 年度
当 初 予 算 編 成 要 領

持続可能な行政システムを構築していくために



三豊市政策部財政課

一 目 次 一

☆ 平成 20 年度三豊市予算編成方針 1

平成 20 年度三豊市予算編成方針

三豊市は誕生一年余の、文字どおり青春都市です。自治体としてのイメージ創りもこれからです。新しい三豊市を創造するには、市民ニーズと時代の変化に的確に対応する行政能力の向上が肝要です。

予算編成作業は、職員が知恵と工夫を最大限に発揮し、さらに組織及び職員間で切磋琢磨しながら、積極果敢に事務改善や市民サービスの維持・向上策の検討を行うことで最大の成果が見出せます。そのことは、そのまま職員の行政実務能力を高めることにもなります。

三豊市は市税などの自主財源比率が低く、税源移譲分を除いて市税も伸びが期待できず、三位一体の改革に伴う地方交付税の減少、義務的経費の増加、累積する債務等が続くと財政構造の硬直化が進行し、市の財政運営は厳しい状況が続きます。そのため歳出構造をよりスリムで効率的なものにする必要があることから「行財政改革推進プラン」に基づく行財政改革を確実に進めるとともに、税収確保をはじめとする歳入確保策を推進することが緊急な課題あります。

市民サービスの中には、民間企業に委託した方が安価で効率的に実施できるものや、より受益者に近い市民団体に委ねた方が、満足度の高いと思われるものがあります。市民ニーズには、市役所しか対応できないものから、自治会、市民活動団体、NPO、公益法人、地区衛生組織や土地改良団体などで対応できるものまで様々です。

既に、三豊市ではこうした団体が、環境、福祉、教育、地域づくり等の課題に取組んで成果を挙げていますが、さらにこれらの団体と一緒に連携を図り、市民と行政が「協働」する行政運営の拡充・強化に努めていきます。

新年度予算では、本年 3 月策定された「三豊市行政改革大綱」と 3 指針「中期財政計画」「補助金等の整理合理化・優遇措置の見直しに関する指針」「総人件費の削減に関する方針」と「三豊市行財政改革推進プラン」が誠実に反映されるのは勿論、本年度さらに三豊市行政改革推進委員会（補助金等検討委員会）で判断された「補助金の各規程」を的確に実行することとし、三豊市の行政改革が、真に実効性のあるものとなるようにいたします。

一方、経費削減による縮小一辺倒に陥ることなく、限られた財源の効果的かつ重点的な配分に努めるなど、市民や企業活動を活発化することで、まちを元気にすることが重要であります。本年度から作成する「三豊市新総合計画」の取り掛かりになる事業の意欲的な提案を期待しています。

中期財政計画で示された平成 20 年度歳入歳出規模 257 億円余は、最も重い基本数値いたします。

三豊市職員の真価をそして元気を市民はもとより内外に発揮することを願うとともに、全職員が将来の三豊市の発展のために、本予算編成を通じて不退転の決意にて改革と改善に取り組まれんことをここに強く求めます。

市長　横山忠始

基本方針

- 1 平成 20 年度予算編成については、平成 21 年度までの 3 カ年の集中対策期間の中間年として、歳入に見合う財政構造への転換と長期的に持続可能な財政基盤の確立に向け、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努める。
- 2 組織改編が予定されていることから、課内はもとより関係課及び関係部局との協議・調整を十分行い、改編後において業務遂行に支障がないよう予算編成を行うこと。
- 3 県の新たな財政再建方策の動きを的確に把握したうえで予算編成にあたること。
- 4 **人件費、扶助費、公債費の義務的経費及び臨時職員等賃金、時間外勤務手当**については、現行制度や行財政改革推進プランなどに基づき積算することとする。なお、臨時職員の雇用にあたっては、人事課及び教育委員会のヒアリングにおいて必要であると認められたもののみに予算を配分する。
- 5 **経常経費**【議員及び委員等報酬・特別職・一般職給、賃金、県及び一部事務組合負担金、扶助費などを除く。】については、**平成 19 年度当初予算一般財源の 95%相当額を各部各課(以下「各部門」という。)に枠配分**するので、その枠内予算額で各部門が自主的、主体的に合併効果による内部事務経費の再見直しやスクラップアンドビルト方式の徹底による経費の削減、さらには類似事務(イベント等を含む)の統廃合などに取り組むこととする。また、事務費など庁費については枠配分に関わらず、全庁的に平成 19 年度当初予算額の 90%以内に抑制するとともに、補助金の見直しについては、補助金等検討委員会の提言を受け検討した成果を予算に反映させること。
また、枠配分額は事業ごとに示すこととしているが、事業内予算項目で削減が不可能な場合は、各課の(目)レベルにおいて調整し、強いては各部門で配分総額内で調整し予算編成に努めることとする。
- ★ 尚、平成 19 年度で終了する事業の経費については、枠配分額には含めないこと。
- 6 **人件費**については、「総人件費の削減に関する方針」により、全庁的な人員削減の実行の中、事務量に応じた組織体制を確保していくため、各部門が自主的かつ主体的に人員配置の現状を精査し、予算編成における事務事業の見直し作業と連動した効果的かつ効率的な人的配置案を見出し、これを予算に反映していく新しい積算システムの導入が求められている。しかし、現在事務量に応じた組織体制・人員配置等について、新しい定員適正化計画などの策定に向け、各種改革案づくりを検討中であるので、その具現化を図るなかでの体制づくりを進めるものとする。

- 7 **扶助費、貸付金**などについては枠配分対象外経費としているが、各部門で事業ごとに所要額を積算のうえ計上することとする。
尚、扶助費のうち予算措置による市単独事業については、政策的要素もあるが5%削減を目標とし、事業によっては廃止も検討する中で、対象者の精査も含め事業の見直しを図ること。
- 8 **投資・政策的経費**については、「継続事業」及び「合併関連事業」を優先事業と位置づけ予算の重点的かつ効果的な配分に努めることとする。
したがって、その他の事業については、財源確保が極めて困難な状況を踏まえ、既存公共施設の安全確保と整備改善を第一に、道路や学校などの市民サービス根幹施設の改修や補修に限定する。
特に、新規事業については、緊急かつ重要性を考慮しつつ判断するが、基本的な考え方としては、現在策定中の「三豊市新総合計画」の中で実施していくことを原則とする。
- 9 **歳入**については、全ての項目について適正かつ的確に収入見込み額を算定することとする。尚、社会経済情勢の変動、国・県の施策・制度改革の動向に十分留意し、新たな財源の検討も含め、全力を挙げて財源確保に取り組むとともに、過大・過少の見積もりにならないようにすること。特に新規・既存の事業を問わず、国・県の補助制度の総点検・確認作業を必ず行うとともに、各種他団体の助成制度についても幅広い視点から検討し、積極的に活用すること。さらに、収入源の完全捕捉、徴収率の向上、滞納整理、不納欠損の防止及び公共施設利用料の見直しを図るなど適正な受益者負担の確保等に努めること。
- 10 **特別会計及び企業会計**については、一般会計に準じ、経常経費の5%削減(事務費など庁費は10%削減)に自動的に取り組むこととし、その他の経費については、独立採算の原則を認識したうえ、今後は一般会計による赤字補填は一層困難になることを十分考慮したうえで、引き続き厳しい姿勢で事務事業の効率化や業務運営の健全化に取り組むことする。
- 11 《行財政改革推進プラン》の進捗状況を確認し着実に推進するとともに、必ず予算編成に反映すること。
- 12 平成20年度補正予算については、補助事業及び突発的災害等(市長が認めたもの)とし、その他は予算の組替による予算措置とする。